

## 日・韓・中 3カ国学術交流「覚書」について

副会長／国際学術交流促進委員会委員長

黒木 保博（同志社大学）

2017年10月27日（金）ソウル大学 Hoam Faculty House にて開かれた3カ国会長会議において、韓国社会福祉学会 Lee Bong Joo 会長、中国社会学会社会福祉研究専門委員会彭華民理事長、日本社会福祉学会岩崎晋也会長による3カ国学術研究交流促進のための「覚書」署名、そして覚書交換が行われました。日韓社会福祉学会「覚書」に代わり、この「覚書」による学術研究交流が促進されることになりました。この「覚書」内容を報告します。

**1. 共同研究の推進：**3学会は、社会福祉に関する研究交流を深めるため、共同研究の企画について協議する場を設けます。それぞれに担当者を定め、担当者の意見交換を踏まえて共同研究企画の具体案をまとめ、それぞれの学会理事会に提案し、合意を得て企画実施を図ることになります。

**2. 学術研究大会への代表者の招待：**いわゆる国際シンポジウムは、3年毎に各国からの代表者を招聘して開催することになりました。2018年は日本での開催となります。招聘側学会は、各国からの代表が年次大会において研究報告を行う機会を得られるよう、適切な企画を組むことに努めることになります。このシンポジストを含めた代表者3名を招聘しますが、その旅費（出発地から大会開催地(空港・駅)までの交通費）は招聘を受ける側が負担します。大会前泊を含む全宿泊や現地交通費等の全ての滞在費用は招聘側の学会が負担することになります。なお通訳が必要な場合には、招聘側学会が準備することを原則とします。

**3. 個人研究発表：**日本社会福祉学会会員は、学会の推薦により、毎年、韓国及び中国で個人研究発表ができるようになります。また韓国、中国の会員は日本での発表が可能となります。

ただし、原則として各国から5報告までを個人研究発表する機会が与えられます。また1報告につき、2名まで学会参加費を免除されることになります。なお、個人研究発表の第1発表者は推薦する学会正会員（中国は委員会が正会員として認める者）でなければなりません。ただし、共同研究者は3学会のいずれかの正会員であれば認められます。また発表原稿の翻訳、発表時の通訳が必要な場合には、発表者自身が準備することになっています。

なお、3カ国会員による共同研究交流を促進するため、上記の個人研究発表以外に、韓国及び中国の年次大会での共同研究発表を行う機会が得られるようにすることになりました。ただし、共同研究発表第1発表者は開催国学会正会員であり、共同研究者は3学会のいずれかの正会員であれば認められます。しかしながら、学会参加費は個人負担となります。